
プロジェクト ASAF 対応

項目 保険契約

I. 本資料の目的

1. 国際会計基準審議会（IASB）は 2013 年 6 月 20 日に改訂公開草案「保険契約」（以下「改訂 ED」という。）を公表し、194 通のコメント・レターが提出された。これを受けて、2014 年 1 月の IASB 会議（FASB の合同会議）では、スタッフがこれらのコメント・レターの分析やアウトリーチ及びフィールドワークの結果等の要約をアジェンダ・ペーパーとして報告し、議論が行われた。
2. 2014 年 3 月にロンドンで開催される会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議では、1 月の IASB 会議の内容を報告した上で、次の 3 点について ASAF メンバーの見解を求めている¹。
 - (1) OCI の使用
 - (2) 契約上のサービス・マージン(CSM)のアンロック
 - (3) 保険契約収益の表示
3. 本資料は、保険契約に関する ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーの内容を紹介し、2 月 14 日に開催された保険契約専門委員会でいただいた意見を踏まえて作成した ASAF 会議におけるコメントの方向性（案）を紹介することを目的としている。
4. なお、本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」と称する。

II. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー概要と ASAF 会議におけるコメントの方向性（案）

5. 以下において、2014 年 3 月 ASAF 会議のアジェンダ・ペーパーの概要と、ASAF 会議におけるコメントの方向性（案）を記載している。

（全体的なコメント及び今後の再審議の予定）

6. 保険契約を現在価値で測定する基準を最終基準化する点は広く支持された。また、

¹ この 3 点については、2014 年 3 月及び 4 月の IASB 会議において、再審議が行われる予定である。

FASB とのコンバージェンスは重要であるが、それを理由に新基準の公表をさらに遅らせるべきではないとの意見もあった。

7. CSM のアンロックと移行措置に関しては、広く支持された。
8. 一方で、次の点には反対意見が示された。
 - (1) ミラーリングの複雑性
 - (2) OCI 表示の強制によって生じる会計上のミスマッチ
 - (3) 保険契約収益の表示
9. 今後の再審議においては、次の点を優先して審議する。
 - (1) OCI と有配当契約に関して、複雑性とミスマッチへの重要な懸念に対応する。
 - (2) 移行措置と CSM のアンロックに関して、さらなる簡便化、明確化を検討する。
 - (3) 保険契約収益に関して、コスト・ベネフィットを評価する。
 - (4) その他に再検討すべき案件を決定する。
10. 2014 年 3 月及び 4 月の IASB 会議では、次の点についての再審議を行うことを予定している。
 - (1) 2014 年 3 月の IASB 会議 (FASB との合同会議)
 - ① OCI の使用
 - ② CSM のアンロック
 - (2) 2014 年 4 月の IASB 会議
 - ① 保険契約収益に関する議論
 - ② 質問対象としていなかったが、コメント・レターで提起された課題に対するアプローチの検討

ASAF 会議におけるコメントの方向性 (案)

11. ASAF 会議において、コメント・レターの内容を踏まえて、今後の審議の進め方について次の方向でコメントすることを予定している。
 - (1) 我々は、2010 年 ED と比べて一定の改善が図られているものの、特に次の点については、更に改善する必要があると考えており、今後の再審議にあたっては、優先的に検討していただきたい。
 - ① 基準の適用にあたって、特に重要な原則や用語が十分に明確でなく、基準の意図を理解して適切に判断を行うことが困難である点
 - ② 資産及び負債の経済的な対応関係が図られている状況において、結果として会計上のミスマッチが生じる可能性がある点
 - ③ 改訂 ED の内容を全体として考えた場合、実務上の取扱いが過度に複雑になっている点
 - (2) 我が国の市場関係者からは、将来キャッシュ・フローの見積りの変更の影響

がCSMに認識される一方で、割引率の変動の影響がOCIに認識されることで、保険者の財政状態を必ずしも正しく示さない可能性があり、特に移行日時点において、重大な影響が生じるという懸念が示されている。IASBのコメント・レター分析の移行措置の部分でも取り上げられている点であり、この懸念についても検討することが考えられるのではないかと。

(OCIの使用)

12. 割引率変動の影響をOCIに表示する提案は、引受業績を投資業績と区分する点や原価情報と現在価値情報の双方を用いる点で支持された。
13. しかし、次の点については懸念が示された。
 - (1) 追加的な複雑性
 - (2) 資産がFVOCIで測定されない場合に生じる会計上のミスマッチ
 - (3) 経済的なミスマッチを覆い隠す会計上のミスマッチの程度
14. スタッフは、仮に割引率変動の影響を純損益に表示することを許容する場合に、そのような状況をどのように特定すべきかをASAFメンバーへ質問している。質問内容は、次のとおりである。
 - (1) 純損益とOCIの表示を選択する際に、どのような基礎に基づいて行うべきか。
 - (2) 純損益かOCIのどちらかの表示をデフォルトとすべきか。
 - (3) 表示を選択する際に、どのような会計単位に基づいて行うべきか（例えば、契約単位、ポートフォリオ単位又は企業単位）。
 - (4) 割引率変動の影響の表示を（事後で）変更することを企業に認めるべきか。

ASAF 会議におけるコメントの方向性（案）

15. ASAF 会議において、コメント・レターの内容を踏まえて、次の方向でコメントすることを予定している。
 - (1) 我々は、割引率の変動が保険契約負債の測定に与える影響についてOCIに表示することを要求する提案を原則として支持している。ただし、保険契約負債に対応する資産との関係で、会計上のミスマッチが生じることもあることから、こうした会計上のミスマッチを削減又は解消するために、一定の状況が満たされる場合には、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することが考えられる。一定の状況の判断にあたっては、企業のリスク管理手法や商品性を考慮することも考えられる。
 - (2) 但し、財務情報の比較可能性を確保する等の観点から、純損益とOCIの表示について企業の任意での選択を認めるべきでないと考えている。この点について、

我々は、マクロヘッジ活動の会計のプロジェクト²が、会計上のミスマッチを解決できる可能性があると考えている。

(CSM のアンロック)

16. CSM のアンロックは、将来のサービスに関する未稼得利益を認識する点や当初認識時点と事後測定時点が整合的となる点で全体的に支持された。
17. しかし、次の点については懸念が示された。
- (1) 直近の見積りの変更を反映したとしても、負債の測定値が変わらない。
 - (2) CSM の動きを理解するのが複雑である。
18. スタッフは、次の点を ASAF メンバーへ質問している。
- (1) CSM が一旦、ゼロとなって損失を純損益に認識した後に、見積りの有利な変更があった場合に、純損益に認識した損失の範囲で利益を認識すべきか。
 - (2) CSM がマイナスにならないことを条件として、リスク調整の変動も CSM で調整すべきか。

ASAF 会議におけるコメントの方向性 (案)

19. ASAF 会議において、次の方向でコメントすることを予定している。
- 我々は、CSM が将来の契約期間を通じた未稼得利益を表すべきと考えている。このため、契約が不利になった時点で損失を純損益に認識し、その後有利な変更があった場合は、純損益に認識した損失の範囲で利益を認識し、それを上回る部分のみを CSM に認識することが適切と考えている。ただし、一部の市場関係者からは実務における懸念も示されており、今後の再審議にあたっては、慎重に検討を進めてもらいたい。

(保険契約収益の表示)

20. 多くの者は、保険契約収益の表示に関して、保険契約会計の特殊性を減らす点や、保険契約に組み込まれた投資要素を除外することで忠実な表示となる点を支持しているものの、便益がコストを上回ることを確信していない。

² マクロヘッジ活動の会計に関するプロジェクトは、企業が動的なリスク管理活動（オープンポートフォリオにおいて、リスクポジションが頻繁に変更される状態）を行っていることを前提として、当該リスク管理活動について透明性をもった情報を提供することを目的とするものである。IASB は、マクロヘッジ活動の会計について、ディスカッション・ペーパーを 2014 年第 1 四半期に公表することを予定している。

21. 次の点には懸念が示されている。
- (1) 現在、理解されていない新しい測定方法の導入
 - (2) 追加的な複雑性
 - (3) 一部の者は、投資要素が保険契約のサービスと結びついていると考えている。
22. スタッフは、仮に保険契約収益の表示を要求しない場合に、どのようにすべきかを ASAF メンバーへ質問している。質問内容は、次のとおりである。
- (1) 保険契約の測定に含まれる保険料や費用の表示を禁止すべきか（2010 年 ED における要約マージン・アプローチと同様）。
 - (2) 保険契約収益の表示をオプションとすべきか。
 - (3) 保険料配分アプローチを適用する契約とビルディング・ブロック・アプローチを適用する契約に同じ要求事項を適用すべきか。

ASAF 会議におけるコメントの方向性（案）

23. ASAF 会議において、コメント・レターの内容を踏まえて、次の方向でコメントすることを予定している。
- (1) 我々は、保険契約収益をグロス・ベースで表示することを支持している。
 - (2) これは、保険契約収益をグロス・ベースで表示することによって、財務諸表利用者による保険契約に関する財務業績の理解を促し、保険者間及び保険者の時系列での収益性分析等に資すると考えられるためである。

以 上

ASBJのコメント・レターの概要
(関連する部分のみを抜粋)(OCIの使用)

1. 保険契約は、保険者が比較的長期にわたって契約に基づく支払いの履行を約束するものであり、当初認識後の状況の変化によって保険料の受取や保険金の支払いのキャッシュ・フローの金額・時期・不確実性が大きく変化する。このような保険契約の性質を踏まえて、我々は、保険契約負債を報告日時点における現在価値ベースで再測定することは保険者の財政状態を表示する観点から適切と考えている。しかし、保険契約負債の帳簿価額の変動のすべてを純損益に表示することは、保険者の財務業績の適正表示の観点から適切とは必ずしも考えない。
2. とりわけ、保険契約に関するキャッシュ・フローが金利水準の変動による影響を含めて大きく変化しない場合には、保険契約負債の現在価値計算を行う際のインプットである割引率の変動による再評価差額の変動は、キャッシュ・フローが発生するまでの期間にわたって自動的に巻き戻ることになる。また、保険契約が比較的長期にわたる性質を有することを踏まえると、割引率の変動によって、報告日時点における保険契約負債の現在価値は大きく変動することが予想される。このため、割引率の変動による影響額のすべてを直ちに純損益に認識することは、保険者の引受業務や投資業務の成果について、財務諸表利用者を誤解させることになるという指摘がある。したがって、当初認識時に適用された割引率を用いて測定された金利費用を純損益に認識するとともに、割引率の変動の影響を OCI に表示する提案については、一定の合理性があるものと考えられる。
3. しかし、割引率の変動の影響を OCI に表示することによって、新たな会計上のミスマッチが創出されるとの指摘がある。例えば、企業の ALM 管理において、保有する資産と保険契約負債とのデュレーションのミスマッチについて金利スワップ等を用いて縮小させようとする場合、デリバティブ契約が FV-PL で測定されて評価差額が純損益に表示される一方、保険契約負債の再測定差額の一部が OCI に表示されることになる。このような場合、経済的には資産と負債との間に対応関係が図られているにも関わらず、会計上のミスマッチが生じてしまうことになる。
4. これに対応するためには、一定の状況が満たされる場合、割引率の変動に起因する保険契約負債の再測定差額を純損益に表示することによって、会計上のミスマッチを削減又は解消することが考えられる。我々は、マクロヘッジ活動の会計のプロジェクトがこうした点を解決できる可能性があると考えているが、いずれにせよ、再審議のプロセスにおいて、会計上のミスマッチへの対応について十分な

検討を行うことを期待する。

(GSM のアンロック)

5. 我々は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更について、直ちに純損益に認識せず、契約上のサービス・マージンで調整する方法（アンロック法）を基本的に支持する。
6. 我々は、契約上のサービス・マージンは、保険契約の「未稼得利益」を表すものと考えている。将来キャッシュ・フローの見積りの変更を直ちに純損益に認識する方法（ロック法）によると、当該見積りが当初認識・測定後に変更された場合でも、契約上のサービス・マージンが当初予定したパターンに従って認識されることになる。当該方法によると、当初認識時点と事後測定時点とで、契約上のサービス・マージンの残高が表象する内容が整合的でなくなるため、その性格について説得的な説明が困難と考えられる。
7. 本改訂公開草案では、アンロック法の会計処理に関する提案は、2011年に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下「収益認識－改訂公開草案」という。）における提案による契約負債の測定と整合的であると説明されている。しかし、我々の分析では、アンロック法に基づく会計処理を行う場合、次の2つの方法があると考えている。
 - (1) 将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンで将来に向かって調整する方法（本改訂公開草案で提案されている方法）。
 - (2) 契約期間にわたって見込まれる契約上のサービス・マージンを、保険契約に関する履行義務が充足された程度の見積り（進捗率）に従って純損益に認識する方法³（収益認識－改訂公開草案の第38項及び第49項と整合的な方法）。
8. 我々は、上記いずれの方法による場合でも、契約上のサービス・マージンは保険契約の未稼得利益を表すことになると考えている。我々の検討では、(1)の方法について、本改訂公開草案で提案されているように、将来キャッシュ・フローの見積りの変更を契約上のサービス・マージンに加算又は減算する方式(以下「加減算方式」という。)で行うと、契約上のサービス・マージンの履歴管理が必要になる等、実務上の取扱いが複雑であることに加え、カバー期間の終了直前の段階で見

³ 当該方法は、将来のカバー及び他の将来のサービスに関連する将来キャッシュ・フローの見積りの変更を、契約期間全体の損益に影響するものとして捉えた上で、保険契約に関する履行義務が充足された程度の見積りに従って当期以前に関連すると考えられる部分を当期の純損益に認識する考え方である。

積りの変更が生じた場合、残りのカバー期間の純損益が大きく変動することとなるという見解が示された。他方、(2)の方法は収益認識一改訂公開草案の第 38 項及び第 49 項と整合的な方法ではあるが、加減算方式で行う場合には(1)と比較して実務上の負荷はより大きいとの見解が示されている。

9. このような点を踏まえ、我が国の市場関係者からは、実務上の便法として毎期末時点で契約上のサービス・マージンを再測定する方法を適用可能とすべきとの見解が示されている。こうした取扱いは、会計基準自体でなく、会計基準の適用の問題であるとの指摘もあるが、当該取扱いは、基準の適用にあたって重要と考えている。このため、フィールドワークで得られたフィードバックに基づき、本改訂公開草案で提案されている加減算方式と合理的に類似の結果を示すと見込まれる再測定の方法について、結論の背景又は教育文書において示すことが考えられる。
10. 契約上のサービス・マージンが一旦ゼロになった後、将来キャッシュ・フローの見積りが改善した場合に契約上のサービス・マージンを認識するかどうかの取扱いが明らかでない。我々は、当該取扱いについて、明確化が必要と考えている。

(保険契約収益の表示)

11. 我々は、財務諸表利用者による保険契約に関する財務業績の理解を促すとともに、企業間の財務諸表の比較可能性を高める観点から、保険契約収益及び費用の総額を表示する提案を支持する。
12. また、我々は、保険契約収益について、IASB から 2011 年に公表されている「顧客との契約から生じる収益」で示されている一般原則の考え方にに基づき、保険契約から生じる履行義務が充足される期間において保険契約収益を表示する考え方を支持する。
13. しかし、本改訂公開草案では、報告期間中の残存カバーに係る負債の変動が、企業が当該期間に提供したカバー又は他のサービスを表すとしており、結果として、報告期間中の発生保険金及び費用に対応する収益が保険契約収益として表示されることになる。このため、本改訂公開草案で提案されている方法によると、保険金支払額の増加に比例して保険契約収益がより多く表示されることになる。我々は、このような収益の表示方法は保険契約に基づく履行義務の充足パターンを適切に表示しているとは必ずしもいえないと考えている。
14. この点、代替的な考え方の 1 つとして、保険契約に係る履行義務の提供を、カバー期間中の保険事故に対して保険金の支払いを行う待機義務の提供であると捉え

た上で、待機義務の提供に基づき保険契約収益を表示する方法が考えられる。当該考え方に従うと、保険契約収益は契約に従って提供されるサービスの残りの移転を反映する方法によって表示されることになる。当該考え方は、本改訂公開草案の第 32 項で提案されている契約上のサービス・マージンの認識パターンと整合的であるため、これに従うと、本コメント・レターの第 16 項で示した主要な要素(ドライバー)を勘案して、保険契約収益を保険期間にわたって規則的に認識することになる。

以 上